

別表 1（事業の要件）

次の各号に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- （１）構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の概ね５割以上に木材及び木質材料が使われた建築物であること。

なお、補助対象とする部分に使用する木材使用数量（材積）の５割以上が県産材であること。

また、建築物とその他の部材との混構造の場合は、床面積比で概ね５割以上で上記の要件を満たすこと。この場合、補助金の算定のため、主要構造部に木材・木質材料を使用している部分と、それ以外の部分の設計費、建設工事費が明確に切り分けられること。

- （２）整備する建築物は、階数が３以上（地階を除く）かつ延べ面積が 300 ㎡を超えるものであること。

- （３）整備する建築物が、不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するものとして、次のアからオまでに掲げる用途のいずれかのもの。

- ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
- イ 病院、診療所、ホテル、旅館、飲食店、児童福祉施設等
- ウ 学校、体育館、博物館、美術館、図書館 等
- エ 百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗 等
- オ 事務所 等

ただし、次の a から f に掲げる建築物は、補助金の交付対象としない。

- a 上記ア～オの用途と住居を組み合わせた併用住宅の場合、居住部分の床面積が延べ面積に占める割合が４割以上である建築物。
- b 上記ア～オの用途とそれ以外の用途を組み合わせた複合的な建築物の場合、前項第３号の用途以外の用途の部分。この場合、本事業の要件は、本事業の対象となる用途の部分に対して適用する。
- c 「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）」第 2 条に規定する風俗営業等を目的とした建築物。テナントの入居が想定される場合も含む。
- d 専ら宗教活動や政治活動の用に供する建築物。
- e 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する暴力団員が関与している建築物。
- f その他補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある建築物。

- （４）多数の利用者等に対する木造建築物の普及啓発に係る取組として、次のアからエまでの全てを満足するものであること。

ア 本事業により整備された建築物及びその情報について、施工中の現場見学会やしゅん工後に完成見学会や地域のイベントに使用する等、多数の者の目に触れることを計画するものであること。

イ 次のいずれかの方法により、炭素貯蔵量を算定・表示すること。

- ・「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（令和 3 年 10 月 1 日付 3 林政産第 85 号）に基づく方法
- ・上記と同等の方法で、他の評価機関や評価方法により算出・表示する方法

ウ 補助対象施設に、事業名と県産材使用を明示した表示板等を設置すること。

エ 県の求めに応じ、事業主体等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害する恐れのない限り、木造建築物の普及に資する設計、施工等に関する技術情報（設計図書等）の公表に努めるとともに、施設運営の支障にならない範囲で、県の実施する木造建築物の普及に係る取組について協力すること。

- （５）合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）又は木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日林野庁）に基づき合法性が確認された木材を使用すること。

- （６）実施設計及び建設工事については、補助金交付決定又は補助金交付決定前着手承認のあった日以降に着手し、原則として補助事業実施年度中に完了すること。なお、本事業で実施設計を行った場合は、原則、実施設計完了の翌年度中に当該建築物の工事請負契約を締結すること。